町田市情報公開・個人情報保護審査会 2023年度第15号事件 (審査請求人 ○○ ○○)

2025年4月21日

答 申

町田市長 石阪 丈一 様

町田市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 野 村 武 司

2024年3月26日付け23町政デ第385号(2023年度第15号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇(以下「審査請求人」という。)が2023年8月17日に処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2023年8月31日付け23町政デ第109号の2をもって行った不存在を理由とした非公開決定は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2023年8月31日付け23町政デ第109号の2をもって行った不存在を理由とした非公開決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消し、請求文書を公開せよとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

 1 審査請求人は、町田市情報公開条例(以下「条例」という。)第8条第 1項の規定により、2023年8月17日に処分庁に対し、「(1)市政情報課○○○がコンピュータシステムにログインした端末のログ記録(202年3月20日のログイン中の記録)(2)指導課○○○○がコンピュータシステムにログインした端末のログ記録(2022年3月20日の ログイン中の記録)」を対象とする公文書公開請求を行った。

- 2 処分庁は、審査請求人に対して、「コンピュータシステム(行政)は、システム提供事業者が提供するサービスを利用しております。端末のログは、システム提供事業者がシステムの運用・保守のために取得しているものであり、職員が組織的に利用できる状態にはありません。よって、請求された公文書は存在いたしません。」と、2023年8月31日付け23町政デ第109号の2により本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長(以下「審査庁」という。)に対して、 本件処分を不服として2023年11月30日付け「審査請求書」により 本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2024年1月9日付け23町政デ第270号の2「弁明書」 により弁明した。
- 5 審査請求人は、2024年1月25日に「反論書」により反論した。
- 6 審査庁は、条例第14条第2項の規定に基づき、2024年3月26日付け23町政デ第385号「公文書非公開決定処分に係る審査請求について(諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2024年7月19日 審議

2024年8月20日 処分庁への事情聴取

2024年9月26日 審査請求人による口頭意見陳述

2024年12月19日 審議

2025年1月23日 審議

2025年2月6日 審議

2025年3月6日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書において、主に次のとおり主張した。

コンピューターシステム(行政)のログ記録は、記録の発生起源が市の業務であり、情報セキュリティ業務において通常利用していることから、記録が発生した時点から市が保有する情報資産である。

2 処分庁は、弁明書において、主に次のとおり主張した。

実施機関が使用しているコンピュータシステム環境は、システム提供事

業者がクラウド上に構築した環境をサービス利用しているものであり、端 末にログインした際のログ記録はクラウドサーバ上に自動的に記録される。

市は、クラウドサーバの運用保守を含むシステムサービスを利用しており、ログ記録はインシデント対応等のためシステム提供事業者が必要に応じて取得し、実施機関に提供する形で利用される。そのため、当該ログ記録は職員が職務上自発的に作成するものではなく、インシデント対応等以外で取得することのない電磁的記録であることから、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」という公文書の定義には該当せず、また、実施機関が本件対象文書にあたるログ記録を過去に取得した事実がないことから、本件処分を行った。

- 3 審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張した。
- (1)請求内容のログ記録は、オンプレミス環境であろうとクラウドサービス環境であろうと情報システム内部の端末の操作記録である。
- (2)端末は、職員が情報処理を行うために操作するものであり、町田市情報セキュリティ基本方針によると、業務以外に操作してはならない。よって、端末の操作記録は業務記録であり、発生起源からしても、市の情報資産である。
- (3)地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの内容から、ログ取得にかかわるクラウドサービス事業者が提供するサービスとして、以下のものがある。
 - ①各種ログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得するログ 取得機能
 - ②取得した記録を保護する保護機能
 - ③取得したログを定期的に点検又は分析する監視機能
 - これらにおいて、クラウドサービス事業者がサービス提供を遅滞させる 理由がないので、利用者は記録の発生と同時に、サービス提供を受ける はずである。
- (4)ログ記録が存在することから、市はクラウドサービス事業者に対して、 提出手続きを明確に示し、提出を受けなければならないケースがある。
- (5) 処分庁の弁明は、あたかも市のログ記録のすべてが、クラウドサービス事業者が収集するログ記録であるかのように装った弁明であり、不当である。

- (6) クラウドサービス事業者が管理するログ記録には、保護機能があるので、職員が操作する端末のログ記録は、記録と同時にクラウドサービス事業者で一定の期間保存される。
- (7)本件に係る職員は、出勤簿で勤務日とされていない日曜日の市庁舎に 長時間いた職員であり、不法に市庁舎や情報システムを使用した疑いの ある職員である。
- (8) 処分庁の弁明は、教育委員会の弁明とほぼ同じであることから、市ぐるみで、不当労働使役、不正アクセス、セキュリティ対策の不備等を監視する市民の権利を妨害する違法な処分と言わざるを得ない。

第5 審査会の判断

1 公開請求対象と本件処分について

本件公開請求は、①「市政情報課○○○○がコンピュータシステムにログインした端末のログ記録(2022年3月20日のログイン中の記録)」及び②「指導課○○○○がコンピュータシステムにログインした端末のログ記録(2022年3月20日のログイン中の記録)」を請求対象として特定して行われた。これに対し、いずれも公文書としては存在しないとして非公開決定を行った。

これを受けて、審査請求人は、コンピュータシステム(行政)のログ記録は、記録の発生源が市の業務により発生したものであり、記録が発生した時点から市が保有する情報資産である。ログ記録は、市が情報セキュリティ業務に通常利用している情報だから公文書であるとして、公開請求対象文書の公開を求めて本件審査請求を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件請求対象文書は、特定職員による特定日のコンピュータシステムにログインした端末のログ記録及びログイン中の記録である。審査請求人の反論書によると、公開を求めているのは職員が情報処理を行うために直接操作する端末の操作記録であるともされていることから、操作端末にログ記録が残ることを前提とし、加えてコンピュータシステムのログが存在すると主張していると解される。

そこで、操作端末とコンピュータシステム環境のログ記録について検討す

る。

弁明書及び当審査会で実施機関に確認したところによると、職員が個人ごとの専用のパソコン(操作端末)を利用しなければ業務ができない環境ではなく、操作端末であるパソコンを立ち上げると、コンピュータシステム環境に直接接続されて職員のID等でログインする方法で使用されている。どの操作端末からどの職員がログインしているのかは、コンピュータシステム環境にログが記録され、操作端末自体にログ等の記録が一切残らないとのことである。

このコンピュータシステム環境は、システム提供事業者がクラウド上に構築した環境をサービスとして利用しており、システムにログインした記録 (以下、ログ記録)については、システム提供事業者が設置・運転するクラウドサーバに自動的に記録されるものであるとのことである。そのため、現に保有するに至っていないとして、実施機関は公文書として存在しないとしている。

このようなコンピュータシステム環境及び操作端末の使用状況を踏まえると、特定職員が特定日にコンピュータシステムにログインした端末のログ記録及びログイン中の記録が存在するとは言えず、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

4 結論

以上のことから、本件実施機関の判断は、非公開とした判断は妥当である。